

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	暮らし応援商品券事業(R7国補正予算分)	①物価高騰の影響を受ける住民の生活と食料品の支援と、村内の商工業振興のため、村内で使用できる商品券を配布する。 ②商品券配布に係る補助費、事務費等 ③商品券10千円×4600人=46,000千円 事務費(消耗品、印刷製本費、郵送料、換金業務委託料等)2,900千円 ④村内事業者、村民	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食材料費負担金	①物価高により、影響を受けている子育て世帯を支援するため、学校給食費の一部を村が負担するもの。 ②小中学校の学校給食費の負担金 ③小学校事業費 1,509千円 (積算) R7.4～R7.12 R3給食費290円/食 R7給食費332円/食 差額42円 42円×156人×141食=923,832円 R8.1～R8.3 R3給食費290円/食 R7給食費365円/食 差額75円 75円×156人×50食=585,000円 中学校事業費 1,215千円 (積算) R7.4～R7.12 R3給食費335円/食 R7給食費385円/食 差額50円 50円×103人×146食=751,900円 R8.1～R8.3 R3給食費335円/食 R7給食費425円/食 差額90円 90円×103人×50食=463,500円 ※教職員分の給食費は除く (c)その他の内訳 一般財源424千円 ④村内小中学校に通学する児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ等購入補助金	①昨今の社会情勢で、防犯意識が高まっているものの、物価高騰により、防犯設備の導入負担が増加している。防犯カメラやカメラ付インターホンなど、防犯設備の導入経費に対して補助を行い、村民生活を支援する。 ②防犯用品(防犯カメラ、カメラ付インターホン等)の購入・設置費に対する補助。 ③補助上限10千円×100世帯 ④村民	R7.6	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	暮らし応援商品券事業	①物価高騰の影響を受ける住民の生活支援と村内の商工業振興のため、村内で使用できる商品券を配布する。 ②商品券配布に係る補助費、事務費等 ③商品券10千円×1850世帯=18,500千円 事務費(消耗品、印刷製本費、郵送料、換金業務委託料等)1,800千円 ④村内事業者、村民	R7.6	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設エネルギー価格高騰支援事業	費に対し、本交付金を充当することで価格高騰の影響を緩和する。 ②光熱水費 ③令和2年度の年間光熱水費 11,223千円 令和6年度の年間光熱水費 18,229千円 差額の7,006千円に対し交付金を充当。 (c)その他の内訳 一般財源6,982千円 ④村内公立学校(村一般会計予算 小学校費、中学校費)	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設電気料高騰支援事業	①物価高の影響を受けている高齢福祉施設に対し、電気料高騰相当額の補助金を支給することで、サービスの質の確保と業務継続を支援する。 ②補助金 ③R3年度と令和6年度の電気料を比較して、上昇額の1/2相当を補助。 電気料高騰額7600千円×補助率1/2=3800千円 ④村内に事業所のある介護施設または高齢者施設	R7.10	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	簡易水道事業者補助金	①物価高騰の影響で高騰した水道事業者の光熱費の高騰分に対して交付金を充当するもの。 ②関川村簡易水道事業会計に補助 ③簡易水道事業者の光熱費の高騰分 R7見込額 12,283千円(1) R2実績額 8,943千円(2) (1)-(2)=3,340千円 補助額3,000千円 ④村水道事業者 ※電気料高騰額のうち公共施設分として算定された額については、臨時交付金の充当を行わず、一般財源で対応する。	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	非課税世帯冷暖房整備費補助金	①物価高騰の影響を強く受ける高齢者のみの住民税非課税世帯に対し、エアコン等の冷暖房機器の整備費に対する補助を行うことで、適切な住環境を支援する。 ②補助金、郵便料、振込手数料 ③新規整備・故障 補助上限額200千円×5世帯 交換 補助上限50千円×20世帯 事務費5千円 (c)一般財源1000千円 ④村内の住民税非課税世帯	R8.1	R8.4以降
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	非課税世帯灯油補助金	②物価高騰の影響を強く受ける住民税非課税世帯に対し、灯油代相当額として1世帯あたり5000円の現金を給付する(介護施設入所者除く)。 ②現金給付、郵送料、振込手数料 ③5,000円×560世帯、事務費192千円 (c)特定財源 県補助金1,400千円 一般財源 1,000千円 ④村内の住民税非課税世帯	R8.1	R8.3
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免事業	①物価高の影響を受ける村民と村内事業者を支援するため、2カ月分の全ての水道料金を減免し、それに伴う簡易水道事業会計の減収分と事務費を一般会計が補助する。 ②簡易水道事業会計に補助 ③簡易水道事業会計補助金20,300千円 (内訳)水道料金の2カ月分の減免見込額 19,500千円 簡易水道料金システム対応委託料 600千円 常勤職員時間外手当 200千円 (c)一般財源5,300千円 ※公共施設分として算定された額については、臨時交付金の充当を行わず、一般財源で対応する。 ④簡易水道事業会計、村民、村内事業者	R8.1	R8.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度分給食費減免事業	①物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯を支援するため、令和7年度分の給食費を全額村が負担する。すでに納入済みの給食費については保護者へ返金を行う。 ②補助金、振込手数料 ③小学校事業費 8,388千円 (積算) R7給食費(事業No.6給食材料費負担金による村負担控除後) 290円×156人×191食 =6,641千円 他制度による補助額 253千円 8,641千円-253千円=8,388千円 中学校事業費 6,557千円 (積算) R7給食費(事業No.6給食材料費負担金による村負担控除後) 335円×103人×196食 =6,763千円 他制度による補助額 206千円 6,763千円-206千円=6,557千円 ※教職員分の給食費は除く 事務費(返金時の振込手数料) 220千円 (c)一般財源980千円 ④村内小中学校に通学している児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	稲作経営緊急支援事業	①肥料等で物価高の影響を強く受けている、加工用米や新規需要米等の農家に対し、補助金を支給することで、農業生産の維持を支援する。 ②補助金、事務費 ③補助金 10,000円/10a×3551a=3551千円 事務費(需用費、手数料等) 12千円 (c)一般財源3千円 ④村内の農家	R8.1	R8.3
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産飼料高騰対策補助金	①飼料価格高騰の影響を強く受ける畜産農家に対して、補助金を支給することで経営維持を支援する。 ②補助金 ③牛10,000円/頭×83頭=830千円 豚1,000円/頭×5385頭=5,385千円 鳥 5円/羽×513,400羽=2,567千円 ④村内の畜産農家	R8.1	R8.3
14	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	電気料金高騰対策支援事業	①光熱費の価格高騰の影響を受ける農業水利の管理事業者に対して補助を行うことで、安定的な農業生産の維持を支援する。 ②補助金 ③R6電気料4,000千円 R7電気料5,300千円 高騰分1,300千円のうち、事業者が多制度による補助900千円を控除した400千円を村が補助。 ④村内の農業水利管理事業者	R7.4	R8.3